

第5次まちづくり計画策定基本方針

平成29年7月10日

1. 策定の趣旨

本町は現在、平成21年から平成30年の計画期間である「第4次まちづくり計画」に基づき、「自然と人に優しい協働のまちづくり・とよとみ」をまちの将来像として掲げ町政運営に取り組んでいます。

この間、地方自治法の改正により総合計画の策定やその手続きについては市町村の判断に委ねられることになっておりますが、本町では平成29年6月にまちづくり計画の基本構想策定を議決事件とする条例改正を行い、議会からの意見聴取もふまえながら、議会の議決を経てまちづくり計画を策定することとしています。

少子高齢化・人口減少時代において、安心して心豊かに暮らせる地域社会を実現するためには、町民・議会・町が一体となってまちづくりを進めることが求められます。

また、町政においても限られた資源の中で多様化・高度化するニーズに応えていくことが求められ、町政運営に関する各計画間の整合を図り、統一性のある町政運営を行うための指針も必要と考えられます。

このため、町民・議会・町がまちづくりの方向性を共有し、効果的・効率的な町政運営を行うための将来的な展望に立った総合的な指針として、平成31年度から始まる第5次まちづくり計画の策定を進めます。

2. 計画策定の基本的な考え方

(1) 協働の理念に基づく計画策定を行います。

- ①町民への情報提供や町民からの意見の反映に努めます。
- ②協働によるまちづくりを進めるため、町政の基本的な方向性を町民・議会・町で共有できるわかりやすい計画づくりに努めます。
- ③将来を担う若手職員や地域の青年・女性の計画策定への参画を積極的に進め、協働のまちづくりの意識の共有を図ります。

(2) 本町の最上位の計画とします。

まちづくり計画は、町政運営全般についての指針となる最上位の計画と位置づけ、町政に関する他の計画の策定にあたっては、まちづくり計画との整合を図るものとします。

3. 計画の構成等

第5次まちづくり計画は現行計画を踏まえ、基本構想・基本計画・実施計画の三層構造とします。

(1) 基本構想

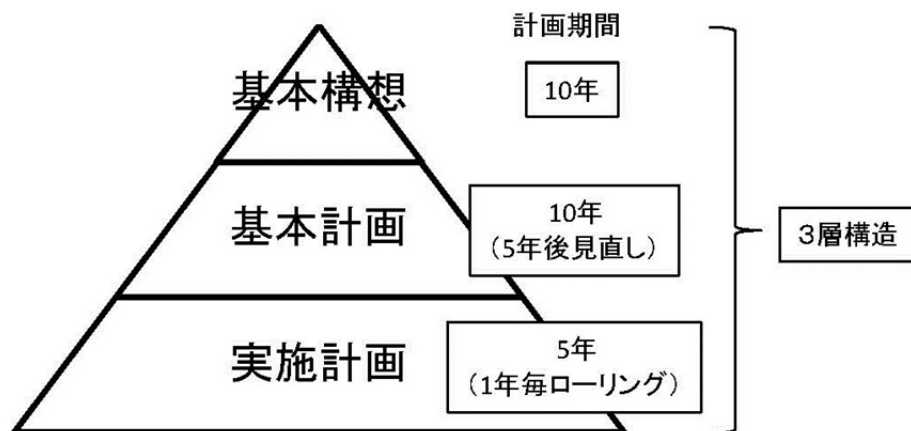
- ①総合的かつ計画的な町政運営を進めるための基本的な構想をいい、本町が目指す将来像を示し、それを実現するための基本的な方向を明らかにするものです。
- ②計画期間は、平成31年度から平成40年度までの10年間とします。
- ③基本構想は、議会の議決を経て策定することとします。

(2) 基本計画

- ①基本構想に沿って町政全般に関する施策の体系を定め、施策の展開方向と主要な事業を示すものです。
- ②計画期間は、平成31年から平成40年度までの10年間とします。
社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、策定から5年後をめぐりに中間見直しを行うものとするほか、必要に応じて見直しを検討することとします。

(3) 実施計画

- ①基本構想で掲げる将来像に向けて、施策の体系ごとの具体的な事業を示すものです。
- ②計画期間は、社会情勢の変化等に対応するため策定から1年ごとのローリング方式で5年間の計画として策定します。



4. 策定体制

(1) 庁内の体制

- ①豊富町まちづくり計画策定要綱に基づき、庁内に策定委員会を組織します。
- ②将来のまちづくりを担う若手職員の参画に努め、まちづくりの将来像や方向性を共有します。

【別紙資料 策定委員会体制機構図】

策定委員会	基本構想、基本計画、実施計画の原案を審議
策定専門部会	基本計画、実施計画の調査、原案作成
第1分科会	教育・福祉等担当
第2分科会	産業・経済等担当
第3分科会	行財政・土地利用・交通通信等担当
策定プロジェクト	事務局の補助機関

(2) 審議会

基本構想と基本計画の原案について、有識者などで構成する豊富町まちづくり計画審議会に諮問し、答申を受けます。

(3) 議会

基本構想は、議案として提出し議会の審議および議決を経て策定します。また、策定の段階において議会に進捗状況を報告し、議会の意見をふまえながら計画の策定を進めます。

基本計画、実施計画についても議会への報告と議会からの意見をふまえながら策定を進めます。

(4) 町民参加

ニーズの把握と、町民意見の計画への反映を目的に以下の取り組みを実施します。各取り組みにあたっては、多様な町民の意向や意見を幅広く集め、計画策定に活用できる形になるよう努めます。

アンケート内容やワークショップの企画は、内容をコンサルタントとも協議し実施します。

①アンケート調査

町職員や町内の各団体へアンケート調査を行い、ニーズ把握や意識調査を行います。

②各種ワークショップ会議

役場の若手職員や町内団体の若手職員などによるワークショップ会議を行い、まちづくりの議論から協働の意識を共有します。

③パブリックコメント

基本構想や基本計画の原案に対する意見聴取をホームページなどで行います。

5. 策定スケジュール

平成29年度 既存の各種計画、統計データの集計
関係団体や地域住民との意見交換やワークショップ
基本構想、基本計画の骨子、素案作成

平成30年度 計画素案の審議、意見募集
実施事業の集約
基本構想、基本計画、実施計画の策定

第5次まちづくり計画策定スケジュール(案)

